

○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施行条例施行規則

平成二十八年十月十一日

福島県規則第六十七号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の規則で定める事務)

第二条 条例別表第一知事の部一の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等をいう。以下同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝炎の治療に要する費用（肝炎患者等が肝炎の治療について医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。）の助成（以下「肝炎治療に係る医療費助成」という。）に関する事務であつて、次に掲げるもの
 - ア 肝炎治療に係る医療費助成を受けるための証明書（以下「肝炎治療受給者証」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの
 - イ 肝炎治療受給者証の記載事項の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの
 - ウ 肝炎治療受給者証の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの
 - エ 肝炎治療に係る医療費助成償還払い請求書の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に対する応答に関するもの
- 二 肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する肝炎の定期検査に要する費用(肝炎患者

等が肝炎に係る定期的な検査について医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。)の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

三 肝がん患者等(肝炎患者等であって、肝がん又は重度の肝硬変に罹患したものをいう。以下同じ。)のうち知事が認めるものに対する肝がん又は重度の肝硬変(以下「肝がん等」という。)の治療に要する費用(肝がん患者等が肝がん等の治療について医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝がん患者等が負担する費用をいう。)の助成(以下「肝がん等治療に係る医療費助成」という。)に関する事務であって、次に掲げるもの

ア 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証(以下「参加者証」という。)の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

イ 参加者証の記載事項の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

ウ 参加者証の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

エ 肝がん等治療に係る医療費助成償還払い請求書の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に対する応答に関するもの

2 条例別表第一知事の部二の項の規則で定める事務は、福島県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱(平成二十八年十月三十一日制定)で定める学び直し支援金の支給に関する事務であって、次に掲げるものとする。

一 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関するもの

二 収入の状況の定期的な届出に係る事実についての審査に関するもの

三 支給の再開の申出を行う者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの

3 条例別表第一知事の部三の項及び四の項の規則で定める事務は、福島県私立高等学校専攻科支援金交付要綱(令和二年八月十八日制定)で定める専攻科修学支援金の支給に関する事務であって、次に掲げるものとする。

一 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関するもの

二 収入の状況の定期的な届出に係る事実についての審査に関するもの

三 支給の再開の申出を行う者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの

もの

- 4 条例別表第一知事の部五の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。
 - 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護（以下「外国人生活保護」という。）の実施に関するもの
 - 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人生活保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人生活保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの
 - 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人生活保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人生活保護の変更に関するもの
 - 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人生活保護の停止又は廃止に関するもの
 - 五 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給又は第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの
 - 六 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人生活保護に要する費用の返還に関するもの
 - 七 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関するもの

（平三〇規則三九・令三規則二・令五規則二〇・一部改正）

（条例別表第二の規則で定める事務及び特定個人情報）

- 第三条 条例別表第二知事の部一の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第二項に規定する事務とし、同部一の項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年／内閣府／総務省／令第七号。以下「命令」という。）第五十八条第一号及び第二号に規定する情報とする。
- 2 条例別表第二知事の部二の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第三項に規定する事務とし、同部二の項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、命令第五十三条第一号から第四号までに規定する情報とする。
- 3 条例別表第二知事の部三の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第三項に規定する事

務とし、同部三の項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、命令第五十八条第一号及び第二号に規定する情報とする。

- 4 条例別表第二知事の部四の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第四項に規定する事務とし、同部四の項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、命令第十九条第一号から第六号までに規定する情報とする。

(平三〇規則三九・追加、令三規則二・令五規則二〇・一部改正)

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二九年五月三〇日)

附 則 (平成三〇年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。